

第13章 公害等の苦情及び紛争の処理

第1節 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和51年度中に取り扱った公害に関する苦情件数は9,750件であり、このうち新規に直接受理した件数は6,581件で、前年度に比して横ばいの状態である(表3-13-1)。

表3-13-1 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度から の繰越件数
		新規 直接受理	他機関からの移送				
			計	市 他	町 府	村 県	
昭51	9,750	6,581	13	11	2	—	3,156
50	9,997	6,568	35	17	18	—	3,394

第1 苦情の発生状況

1 種類別苦情件数

新規に直接受理した苦情の公害の種類別状況は、典型7公害に関する苦情が5,923件で全体の90.0%を占めており、このうち騒音に関するものが最も多く2,331件で全体の35.4%を占めている。次いで大気汚染1,775件(27.0%)、悪臭693件(10.5%)、水質汚濁564件(8.6%)、振動549件(8.3%)となっており前年度に比して大気汚染で11.6%、水質汚濁で10.8%減少している(表3-13-2)。

表3-13-2 公害の種類別苦情件数

公害の種類		年 度	昭 51		50	
		件 数	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典 型 7 公 害	大 気 汚 染		1,775	27.0 %	2,007	30.6 %
	水 質 汚 濁		564	8.6	632	9.6
	土 壌 汚 染		10	0.2	15	0.2
	騒 音		2,331	35.4	2,250	34.3
	振 動		549	8.3	574	8.7
	地 盤 沈 下		1	0.0	1	0.0
	悪 臭		693	10.5	597	9.1
	計		5,923	90.0	6,076	92.5
典 型 7 公 害 以 外 の もの	日 照 妨 害		138	2.1	29	0.5
	電 波 障 害		11	0.2	21	0.3
	廃 棄 物		166	2.5	113	1.7
	そ の 他		343	5.2	329	5.0
	計		658	10.0	492	7.5
合 計			6,581	100.0	6,568	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した。

2 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」では「生産工場」がやや多い。「生産工場」のうちでは、鉄鋼・非鉄金属・金属製品業が1,288件で21.8%を占め、次いで繊維・衣服業、木材・家具・木製品業、食料品業などである。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が602件で10.2%を占めており、次いで商店・飲食店、交通機関となっている（表3-13-3）。

表3-13-3 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 51								50		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		計	
									件数	構成比%	件数	構成比%
生産工場	食料品	68	31	—	75	8	—	37	219	3.7	243	4.0
	繊維、衣服	99	28	1	140	27	—	26	321	5.4	375	6.2
	木材、家具、木製品	117	3	—	82	9	—	11	222	3.8	280	4.6
	パルプ、紙製品	28	5	—	51	21	—	13	118	2.0	129	2.1
	石油、化学製品	66	27	1	32	13	—	58	197	3.3	261	4.3
	ゴム、皮革製品	17	6	—	13	8	—	9	53	0.9	62	1.0
	窯業、土石製品	44	14	—	15	2	—	1	76	1.3	104	1.7
	鉄鋼、非鉄金属製品	350	70	3	566	219	—	80	1,288	21.8	1,327	21.9
	機械、器具	50	11	—	104	27	—	24	216	3.6	196	3.2
その他	120	32	—	134	27	—	62	375	6.3	498	8.2	
計		959	227	5	1,212	361	—	321	3,085	52.1	3,475	57.2
生産工場以外	修理工場	48	15	—	40	2	—	17	122	2.1	160	2.6
	土木、建築工事	134	14	2	325	114	1	12	602	10.2	461	7.6
	交通機関	26	4	—	118	28	—	2	178	3.0	179	2.9
	牧畜、養豚、養鶏場	8	20	—	—	—	—	36	64	1.1	79	1.3
	下水、清掃事業	12	18	—	10	5	—	23	68	1.1	78	1.3
	娯楽、遊樂施設	4	3	—	32	1	—	3	43	0.7	56	0.9
	スポーツ施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一般家庭	32	16	—	74	5	—	37	164	2.8	127	2.1
	鉱業	1	1	—	—	—	—	1	3	0.1	4	0.1
	商店、飲食店	112	16	—	265	12	—	65	470	7.9	221	3.6
事務所	33	8	—	30	1	—	7	79	1.3	70	1.2	
その他	303	81	2	205	15	—	95	701	11.8	785	12.9	
不明	103	141	1	20	5	—	74	344	5.8	381	6.3	
計		816	337	5	1,119	188	1	372	2,838	47.9	2,601	42.8
合計		1,775	564	10	2,331	549	1	693	5,923	100.0	6,076	100.0

3 地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が2,226件と37.6%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では

3,150件と53.1%に達している。次いで準工業地域1,402件（23.7%）、近隣商業地域・商業地域596件（10.1%）、工業地域・工業専用地域455件（7.7%）と続いている（表3-13-4）。

表3-13-4 被害地域別苦情件数

年度 公害の種類 被害地域の特性		昭 51							50			
		大 気	水 質	土 壌	騒 音	振 動	地 盤	悪 臭	合 計			
		汚 染	汚 濁	汚 染			沈 下		件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
都市計 画法による 都市計 画区域	第1種住居専用地域	23	15	—	50	2	—	14	104	1.7%	117	1.9%
	第2種住居専用地域	216	98	1	376	62	1	66	820	13.8	856	14.1
	住居地域	639	171	3	938	227	—	248	2,226	37.6	1,915	31.5
	小 計	878	284	4	1,364	291	1	328	3,150	53.1	2,888	47.5
	近隣商業地域	39	12	—	86	16	—	13	166	2.8	272	4.5
	商業地域	105	7	—	208	39	—	71	430	7.3	493	8.1
	小 計	144	19	—	294	55	—	84	596	10.1	765	12.6
	準工業地域	467	123	2	482	141	—	187	1,402	23.7	1,475	24.3
	工業地域	165	23	—	124	49	—	59	420	7.1	526	8.7
	工業専用地域	21	10	—	3	1	—	—	35	0.6	117	1.9
小 計	186	33	—	127	50	—	59	455	7.7	643	10.6	
そ の 他	99	102	4	64	12	—	31	312	5.3	299	4.9	
計	1,774	561	10	2,331	549	1	689	5,915	99.9	6,070	99.9	
都市計画区域以外の地域	1	3	—	—	—	—	4	8	0.1	6	0.1	
合 計	1,775	564	10	2,331	549	1	693	5,923	100.0	6,076	100.0	

4 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害（うるさい・臭い・不快などで、心身の健康を害するに至らない程度のもの）が、4,391件で全体の74.1%を占めており、次いで健康に対する被害733件（12.4%）となっている（表3-13-5）。

表3-13-5 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	昭 51							50			
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壤 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	合 計		件 数	構 成 比
									件 数	構 成 比		
健 康		339	23	3	200	50	—	118	733	12.4%	1,358	22.3%
財 産		320	35	1	39	100	1	8	504	8.5	442	7.3
動 物 ・ 植 物		15	118	4	—	1	—	1	139	2.4	149	2.5
感 覚 的 ・ 心 理 的		1,069	338	2	2,024	395	—	563	4,391	74.1	3,974	65.4
そ の 他		32	50	—	68	3	—	3	156	2.6	153	2.5
合 計	件 数	1,775	564	10	2,331	549	1	693	5,923	—	6,076	—
	構 成 比	30.0%	9.5	0.2	39.3	9.3	0.0	11.7	—	100.0	—	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

第2 苦情の処理状況

府及び市町村が昭和51年度に取り扱った公害に関する苦情のうち、解決(直接処理)したものは、6,202件で、取扱件数9,750件の63.6%である(表3-13-6)。

これを処理内容別にみると、防除施設の設置・改善が1,321件で処理件数のうち21.3%と最も多く、次いで府・市町村の措置、又は説明に納得したものが1,155件(18.6%)、作業の停廃止・行為の中止849件(13.7%)、生産工程・作業方法の改善558件(9.0%)となっている(表3-13-7)。

表3-13-6 苦情処理件数

年 度	合 計	処 理 件 数						そ の 他 翌年度へ 繰 越 等
		解 決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市 町 村 他 府 県	警 察	国 の 機 関	他 の 機 関	
昭51	9,750	6,202	162	33	19	50	60	3,386
50	9,997	6,321	90	25	4	4	57	3,586

表3-13-7 処理内容別苦情処理件数

処理内容	典型7公害									典 7 以 外 苦 情 件 数	合 計	
	大 汚 染	水 汚 濁	質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 沈 下	悪 臭	小 計		構 成 比	
工場等移転	32	5	—	73	33	—	12	155	4	159	2.6%	
作業停止 廃止 廃止 の 措置	467	21	—	152	27	—	83	750	99	849	13.7	
防除 施設 の 改 善	469	75	—	484	113	—	151	1,292	29	1,321	21.3	
機械施設の移転	14	4	—	49	4	—	7	78	—	78	1.3	
機械施設の改善	50	28	—	149	27	—	33	287	4	291	4.7	
故障の修理復旧	44	31	—	58	5	—	11	149	2	151	2.4	
生産工程・作業方法 の 改 善	216	29	—	192	45	—	67	549	9	558	9.0	
作業時間の変更	22	4	—	183	28	—	6	243	5	248	4.0	
原因物質の除去等	27	38	2	13	6	—	21	107	66	173	2.8	
府・市町村の措置 又は説明に納得	211	125	2	366	108	—	99	911	244	1,155	18.6	
当事者間で解決	14	18	1	79	19	1	7	139	24	163	2.6	
そ の 他	210	129	2	370	78	—	139	928	128	1,056	17.0	
合 計	1,776	507	7	2,168	493	1	636	5,588	614	6,202	100.0	

(注) 1 前年度からの繰越分を含む。

2 2以上の種類に該当するものについては、主たる種類に計上し、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては、「典型7公害」欄に計上した。

また、府警察機関に寄せられた苦情の処理状況は表3-13-8、公害関係事犯検挙状況は表3-13-9のとおりであり、農業関係及び水産関係の苦情処理状況は表3-13-10のとおりである。

表3-13-8 府警察機関における公害関係苦情処理状況 (昭和51年)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物等	合 計
処理件数	94	51	1,227	21	171	211	1,775
処理	説諭等	69	21	1,155	10	73	1,441
	行政引継ぎ (通報)	25	30	72	11	98	334

(注) 1 交通公害を除く。

2 「説諭等」とは、警察において「話し合い」、「警告」及び「検挙」により解決したものをいう。

表3-13-9 公害関係事犯検挙状況 (昭和51年)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	廃棄物等	合計
検挙件数	18	46	2	29	100	195

表3-13-10 農水産業の苦情処理状況 (昭和51年度)

(1) 農業関係

公害の種類	発生源	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況	措置
水質汚濁	工場排水	昭51.5.25	休耕田再耕作に当たっての事前調査	松原市大堀	生育障害のおそれ (亜鉛)	現地調査及び土壌分析を行い、土壌改良について指示し対策完了 (昭和51年6月26日完了)。
大気汚染	自動車排気ガス	51.6.23	マツサツキ	茨木市西穂積町	マツ・サツキ枯死 (原因不明)	現地調査を実施したが、原因不明
水質汚濁	工場排水	51.7.21	水稻	四条畷市米崎町	水稻枯死 (鉛、他)	現地調査及び土壌分析を行い、土壌改良について指示、対策完了 (昭和51年9月8日完了)。
水質汚濁	工場排水	51.7.29	水稻	藤井寺市川北	水稻枯死 (銅)	現地調査及び土壌分析の結果、銅による被害と判定し、土壌改良剤の投入、客土を指示。現在市において対応条件検討中。
水質汚濁	工場排水	51.8.17	玉ネギ ホーレンソウ レタス カリフラワー	貝塚市瀬小	裏作の生育不良 (亜鉛)	現地調査及び土壌分析の結果、亜鉛による被害と判定し、土壌改良剤の投入、深耕及び客土を指示。 なお、対策範囲調査中。
水質汚濁	工場排水	51.8.24	水稻	豊中市走井	水稻枯死 (銅)	現地調査及び土壌分析の結果、銅による被害と判定し、土壌改良剤の投入を指示した。対応条件について農家と企業で協議中。

公害の種類	発原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況	措置
水質汚濁	工場排水	51.10.29	水稲	八尾市 久宝寺	カドミウム汚染のおそれ	玄米を分析した結果、異常なし。
大気汚染	工場 排ガス	52.3.24	キャベツ マ	岸和田市 土生町	キャベツ・マ ナの葉縁部枯 死 (硫酸ミスト)	現地調査及び植物体の分析をした結果、硫酸ミストによる被害と判定。

(2) 水産業関係

公害の種類	発原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況	措置
水質汚濁	水質の濁	昭 51.4.2	魚	堺市	へい死	
水質汚濁	重油	51.5.10	魚	羽曳野市	へい死	
水質汚濁	軽油流出	51.5.24	魚	和泉市	へい死	
水質汚濁	セメント 即乾剤	51.9.20	魚	大阪市	へい死	水の入替え
水質汚濁	セメント のあく	52.1.11	魚	高槻市	へい死	水の入替え

第2節 公害紛争の処理

第1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法に基づき、国にあつては、公害等調整委員会、都道府県にあつては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあつせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は、公害等調整委員会のみ）の手續により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、付屬機關に関する条例(昭和27年大阪府条例第39号)に基づく大阪府公害審査会を設置し、現在、公害問題に造けい深い大学教授、弁護士など15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

第2 紛争の処理状況

府公害審査会の設置後における公害紛争の昭和51年度末での受理件数は22件、終結件数は12件である。このうち昭和51年度中における紛争の処理件数は、前年度からの繰越し10件、新規受理2件の、合計12件でこれらについて紛争の調停の手續を進めてきた結果、2件が解決した(表3-13-11及び表3-13-12)。

表3-13-11 公害紛争の処理状況

(昭和52年3月31日現在)

年 度	件 数	受 理 件 数	終 結 件 数	翌年度への繰越件数
昭45-48		11	5	6
49		5	2	9
50		4	3	10
51		2	2	10
合 計		22	12	—

表3-13-12 公害紛争の処理概要 (昭和51年度)

事件の表示及び担当委員の氏名	申請区分	申請等年月日	手続開催回数
<p>昭和49年(調)第4号(港区道路公害)事件</p> <p>(大阪市港区における国道43号線及び阪神高速道路西大阪線の騒音、振動、排気ガスによる損害賠償請求)</p> <p>調停委員 俵 静 夫[㊟]</p> <p>田 中 良太郎</p> <p>吉 富 重 夫</p> <p>木 俣 正 夫</p> <p>(51.5.28.吉富委員の後任として木俣委員を指名)</p>	調 停	<p>申請 昭 49.10.26</p> <p>受理 49.11.22</p> <p>終結 51.7.5</p>	<p>昭和49年度 6回</p> <p>50年度 13回</p> <p>51年度 5回</p> <p>合 計 24回</p>
<p>昭和50年(調)第1号(東大阪熱処理工場)事件</p> <p>(東大阪市における金属熱処理加工工場から発生する騒音、悪臭、ばい煙等による被害に対する慰謝料請求)</p> <p>調停委員 万 歳 規矩樓[㊟]</p> <p>喜田村 正 次</p> <p>木 俣 正 夫</p>	調 停	<p>申請 昭 49.12.17</p> <p>受理 50.1.24</p> <p>終結 51.12.24</p>	<p>昭和49年度 2回</p> <p>50年度 15回</p> <p>51年度 15回</p> <p>合 計 32回</p>

申 請 の 概 要	解 決 の 概 要
<p>(1) 申請人全員に申請日から過去3年間及び将来1年間の精神的損害に対し、申請人1人につき年間30万円の割合による金員の支払いを求める。</p> <p>(2) 申請人のうち、家屋所有者に建物損害賠償としてそれぞれ100万円の支払いを求める。</p> <p>(3) 上記1)及び(2)の請求金員に対して支払いに至るまで年6分の割合による利息の支払いを求める。</p>	<p>調停成立</p> <p>相手方は、今後も自動車による公害の防止、軽減及び道路環境の整備に努めることとし、当面、次の事項について誠意をもって当てる。</p> <p>(1) 一部歩道の拡幅、車線の中央寄り移動及び中央分離帯内の植栽、舗装並びに自転車置場、自動車駐車場の設置を行い、地元住民の利便に供する。また、その施設の管理については係争地区住民の意向を配慮する。</p> <p>(2) 歩道に植樹帯を設ける（この施行時期は地区住民の意向を反映して決める）。</p> <p>(3) 道路の車線移動に伴い、国鉄臨港線の踏切の拡幅、床盤の入換えを行う。</p> <p>(4) 振動の軽減のための道路の維持・修繕に努める。</p> <p>(5) 夜間の騒音防止のため府公安委員会に夜間走行の大型車の徐行及び片側二車線のうち中央寄り車線通行の指導標示をするよう依頼する。</p>
<p>慰謝料として2,703万円の支払いを求める。</p>	<p>調停成立</p> <p>(1) 申請人らに解決金合計150万円を支払う。</p> <p>(2) 工場から発生するばい煙、悪臭を除却するため速やかに排煙処理装置を完成させ、公害防止の目的を達成する。</p> <p>(3) 工場内の浴場の燃焼装置の改良及び管理に留意してばい煙の発生の防止に努める。</p> <p>(4) 昼夜連続操業にかんがみ、特に夜間におけるクレーンの運転等による騒音の発生を防止するため作業方法の改良、防音策を講ずる。</p>